

令和2年度一般会計7月補正予算(専決)

大分県総務部財政課
令和2年7月28日

7月6日からの豪雨災害に対しては、当初予算で確保している75億円の災害パッケージ予算等を活用し、被災者の支援とともに被災箇所の応急復旧等を進めているところです。

こうした中、被災者の生活再建や農林水産業への支援、道路・河川等の復旧に向けた調査など、早急に取り組む必要があるものについて、本日(7月28日)、補正予算の専決処分を行い、復旧・復興を進めてまいります。

1 補正概要

補正予算額	1,030,000千円
既決予算額	703,272,104千円
累計	704,302,104千円
	(元年度7月補正後予算比+9.0%)

【歳入の内訳】

国庫支出金	130,000千円
県債	66,666千円
繰入金	833,334千円
(財政調整基金取崩)	783,334千円
(産業廃棄物税基金取崩)	50,000千円

2 補正事業の内容

(単位：千円)

事業名	予算額	事業の概要	所管課
① 被災者・生活支援			
1 災害援護資金貸付金	(0) 100,000 100,000	被災者の生活再建を支援するため、住居や家財に被害を受けた方に対し、災害援護資金を融資する。 ・貸付限度 住居の全壊 250万円 住居の半壊 170万円 家財の1/3以上の損害 150万円 ・償還期間 10年以内(据置期間3年以内) ・貸付利率 3%以内(据置期間は無利子) ・相談窓口 市町村(県下全市町村が対象)	福祉保健企画課
② 農林水産業への支援			
2 農林水産業施設等復旧支援事業	(150,000) 150,000 300,000	被災した生産者等の早期生産活動再開を後押しするため、生産者が行う土砂撤去等の緊急対策や生産施設の復旧等に要する経費に対し助成する。 ・補助対象 土砂撤去、用水確保、生産施設の復旧、機械更新、ほだ木再造成 ・補助率 2/3(県1/3 市町村1/3) ~5/6(国1/2 県1/6 市町村1/6)	農林水産企画課

※ 予算額欄の上段()は既決予算額、中段は専決予算額、下段は累計。(新)は、新規事業

③ 社会インフラ等の復旧				
3	土木関係災害時緊急 対応事業	(5,685,000) 700,000 6,385,000	被災箇所の応急復旧を進めるため、道路、河川、砂防施設等の崩土除去や補修等を行うとともに、国への災害査定申請などのため、被災箇所の調査、測量及び設計を行う。 また、今後の決壊を防止するため、堤防の緊急点検を実施するとともに、補修等の修繕を行う。	道路保全課 河川課 砂防課
4	① 民営水道施設災害復 旧支援事業	(0) 30,000 30,000	被災した民営水道施設の復旧を進めるため、管理組合等が行う水道管の復旧等に要する経費に対し市町と連携し助成する。 ・補助対象 工事費、調査費 ・補助率 3/4 (市町1/2 県1/4) ~5/6 (市町2/3 県1/6)	環境保全課
5	災害時海岸漂着物処 理事業	(15,000) 50,000 65,000	被害を受けた県管理海岸等の復旧を図るため、滞留した草木等の漂流・漂着物を回収・処分する。	循環社会推 進課

(参考) 既決予算等による主な取組

(単位：千円)

事業名	既決額	事業の概要	所管課
1 災害パッケージ関連事業	7,500,000	台風や豪雨による大規模災害発生時等に、より機動的に対応するため、必要と見込まれる国の災害復旧事業以外の経費を予め確保する。	
2 災害時緊急対応公共等事業	6,745,000	台風や豪雨等による大規模災害発生時に機動的に対応するため、農林水産、土木、県立学校施設の緊急的な復旧に要する経費を予め確保する。 ・農林水産関係災害時緊急対応事業 950百万円 ・土木関係災害時緊急対応事業 5,685百万円 ・県立学校施設災害時緊急対応事業 110百万円	農林水産部 土木建築部 教育委員会
3 救助対策費	120,000	台風や豪雨等による大規模災害発生時に迅速に対応するため、災害救助法の適用区域において、避難所の設置や食品、寝具等の生活必需品の給与等に要する経費を負担する。 ・救助内容 避難所の設置、食品、飲料水、学用品、被服その他生活必需品の給与、医療、住宅応急修理、民間賃貸住宅の借上、障害物の除去等	福祉保健企画課
4 災害時感染症予防対策事業	10,000	台風や豪雨等による大規模災害発生時に感染症の発生を予防するため、浸水地域等において市町村が実施する消毒に要する経費を助成する。	健康づくり支援課
5 大分県災害被災者住宅再建支援事業	300,000	台風や豪雨等による大規模災害で被害を受けた被災者の早期生活再建を図るため、国の支援制度の対象とならない住家の浸水被害等に対し、住宅再建支援金を支給する。 ・補助率 県1/2、市町村1/2 ・上限額 全壊300万円、半壊130万円、床上浸水5万円	防災対策企画課
6 災害時海岸漂着物処理事業	15,000	台風や豪雨等による大規模災害で被害を受けた県管理海岸等の復旧を図るため、滞留した草木等の漂流・漂着物を回収・処分する。	循環社会推進課
7 災害時小規模事業者等持続化支援事業	160,000	台風や豪雨等による大規模災害で被災した小規模事業者の復旧・復興を後押しするため復旧に要する経費に対し助成する。 ・補助対象 事業用資産の復旧や販路開拓に要する経費 ・補助率 2/3 (県1/2 市町村1/6) ・限度額 ①災害救助法適用市町村 200万円 ②住家滅失世帯数が災害救助法適用基準の1/2以上となる市町村 100万円	商工観光労働企画課
8 農林水産業施設等復旧支援事業	150,000	台風や豪雨等による大規模災害からの早期復旧を図るため、生産者が行う土砂撤去等の緊急対策や生産施設の復旧等に要する経費に対し助成する。 ・補助対象 土砂撤去、用水確保、生産施設の復旧、機械更新、ほだ木再造成 ・補助率 2/3 (県1/3 市町村1/3) ~ 5/6 (国1/2 県1/6 市町村1/6)	農林水産企画課
9 (公) 災害復旧事業	11,914,513 (現年災害分)	災害からの迅速な復旧を図るため、あらかじめ現年分の災害復旧事業費を確保する。 ・土木 6,500,000千円 ・耕地 4,147,000千円 ・林道、治山 774,213千円 ・漁港 493,300千円	河川課、港湾課、農村基盤整備課、林務管理課、森林保全課、漁港漁村整備課

10	生活福祉資金貸付金	—	被災した低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の生活再建を支援するため、生活福祉資金を融資する。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度 住宅の補修、保全等 250万円 家財の購入等 150万円 ・償還期限 7年以内（据置期間6か月以内） ・貸付利率 無利子（連帯保証人あり）又は1.5%（連帯保証人なし） ・相談窓口 市町村社会福祉協議会（県下全市町村が対象） 	福祉保健企画課
11	県税・使用料及び手数料の減免	—	り災証明書の交付を受けるなど一定の要件を満たした被災者に対して、県税及び使用料・手数料の減免等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・県税 自動車税、個人事業税、不動産取得税（県税事務所）など ・使用料等 県営住宅使用料（市役所） 免許証再交付手数料（警察署） 飲食店営業許可申請手数料（保健所） 温泉掘削許可申請手数料（保健所）など ・相談窓口 上記の（ ）内 	税務課 財政課
12	中小企業金融対策費	—	被災した中小企業者の事業復旧等を支援するため、災害復旧資金による低利融資を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度 企業3,500万円、組合7,000万円 →2億8,000万円 ・実質金利 2.15%→0.9% ・償還期間 10年以内（うち据置2年以内） ・相談窓口 経営創造・金融課、商工会議所、商工会など 	経営創造・金融課
13	農業金融対策事業	—	被害を受けた農林漁業者の経営維持安定を図るため、農業近代化資金等の借入者に利子補給を行い、低利融資を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・資金名称 大分県特定災害対策緊急資金 ・貸付利率 特別被害者 0.16～0.30%→0.00% ・相談窓口 団体指導・金融課、市町村、農協等の金融機関 	団体指導・金融課